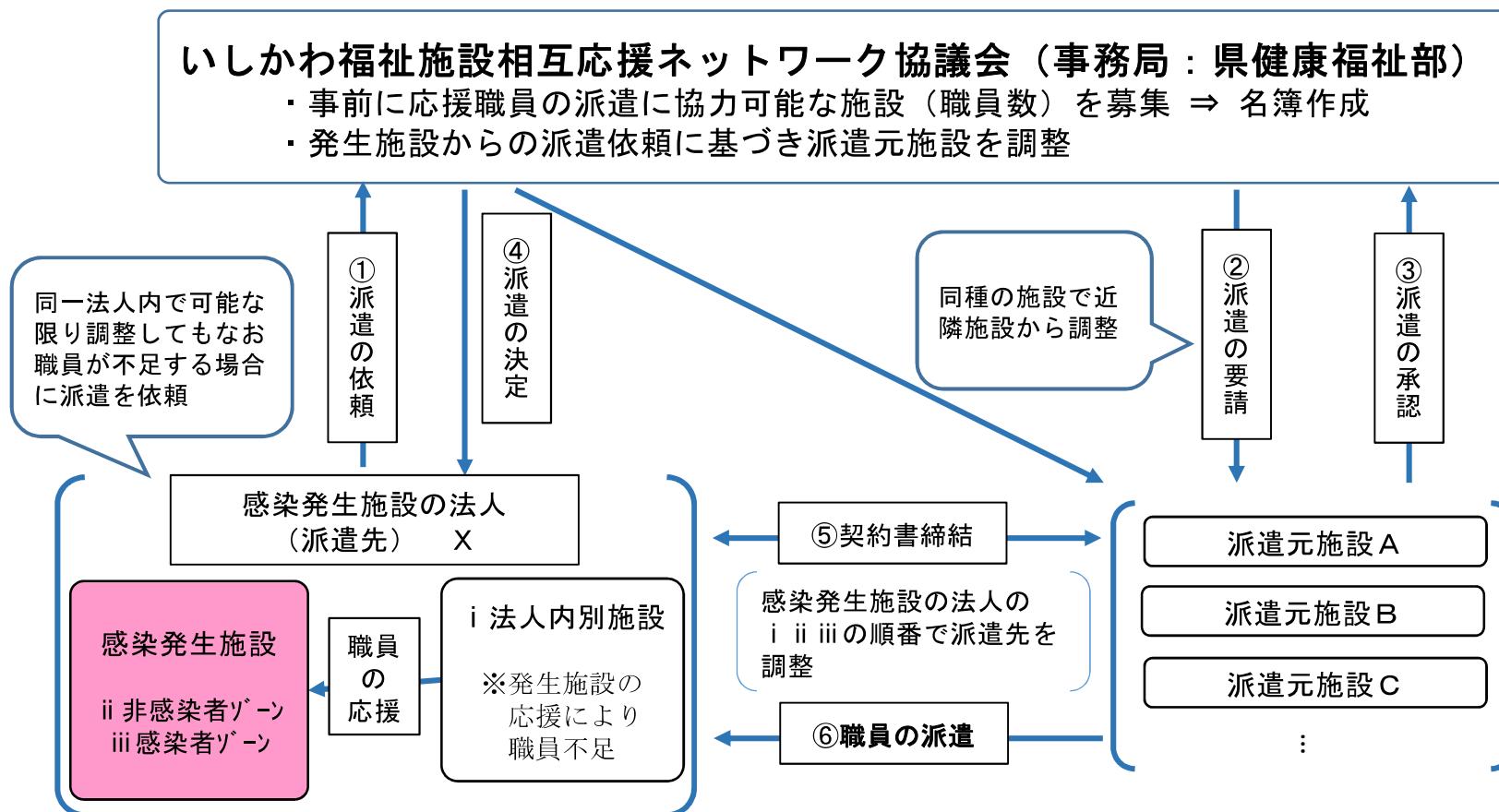


いしかわ福祉施設相互応援ネットワーク協議会【概要】

【目的】高齢者や障害者の施設で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生しても、サービスを継続して提供できるように、職員が入院又は自宅待機等で不足する場合に備え、各施設・団体と連携し、応援職員の派遣体制を構築する

⇒構成員：県社会福祉法人経営者協議会、県老人福祉施設協議会、県老人保健施設協議会、日本認知症G H 協会石川県支部、県知的障害者福祉協会、身体障害者施設、金沢市、石川県（事務局）

【対象】高齢者・障害児者の入所・居住施設（原則24時間職員を配置し支援を提供する施設）
→対象施設において職員不足が生じたことが原因による他の施設への派遣含む



登録施設へのお願い・派遣に係る条件

登録施設へのお願い

- ネットワーク事務局から派遣要請があった場合に、派遣可能な職員を1名以上確保（相互応援）
- 同一法人内で可能な限り調整しても、なお職員が不足する場合に事務局への派遣を依頼
- 原則、派遣先施設と同種の施設、近隣施設から順番に派遣を要請することを想定
- 派遣職員が活動するために必要な体制（宿泊待機場所の確保やかかりまし費用の負担等）は、派遣先施設（応援を要請する側）において準備する ⇒かかりまし費用は県・金沢市から補助
- 個人防護具等の衛生資材（アルコール等含む）を施設において一定量備蓄
(平時は新型コロナウイルス包括交付金を活用、発生施設は別途かかりまし費用の補助を活用)
⇒県、金沢市においても、個人防護具（マスク、ガウン、フェイスシールド、手袋等）を備蓄しており、必要に応じ配付

【その他以下の支援を実施】

- ・施設での発生初期において、感染拡大の防止と医療支援を一体的に提供する「いしかわクラスター対策班」を派遣
- ・PCR検査等の対象範囲を濃厚接触者に限らず接触者に拡大

派遣に係る条件

- 派遣が決定した際、派遣元・先施設間で諸条件を明記した協定書を締結
- 派遣する期間は、活動が最大2週間、活動後の待機が2週間（職場復帰前にPCR検査等が実施できるよう調整中）
- 原則、感染又は濃厚接触者となった入所者への介護は、派遣先の職員又は同一法人職員が行う
ただし、派遣先の多数の職員が感染した場合等、派遣職員が感染者等を介護する場合もある（派遣元・本人の同意が必須）
- 派遣職員については、県で傷害保険に加入する（感染者・濃厚接触者が発生した施設への派遣に限る）
- 相互応援の仕組みのため、登録施設以外で感染が発生し応援が必要な場合は、登録申請を条件として派遣
- 派遣先において、派遣職員にかかる旅費・宿泊費・時間外勤務手当・特殊勤務手当等を負担（支給方法は施設間で調整可）
派遣元において、派遣職員の基本給、職員が欠けたことによる他の職員の時間外勤務手当等を負担
⇒ 派遣職員の基本給を除くかかりまし費用は県・金沢市から補助

応援職員等に係る費用負担ルール

	派遣先施設	派遣元施設	行政
派遣職員の基本給		○	
派遣職員の時間外・特殊勤務手当	○	※支給方法は 施設間で調整可	費用補助(※)
派遣職員の旅費・宿泊費	○		費用補助(※)
派遣職員の傷害保険	施設で加入することも可 (損害賠償保険は施設が元々加入している保険で対応)		・県で加入 ・費用補助(※)
派遣職員の復帰前のP C R検査費用		○	・県で調整 ・費用補助(※)
職員を派遣したことによる穴埋めの人件費		○	費用補助(※)
防護具等の衛生資材	○		・備蓄の提供 ・費用補助(※)

(※) サービス種別により上限あり（県等が必要と認めた場合は上限を超えて補助可能）

例：①特別養護老人ホーム 派遣先：3.8万円×定員数 派遣元：1.9万円×定員数
 ②障害者支援施設 派遣先：164万円 派遣元：82万円

応援派遣に係る費用助成について

<新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（国1次補正）>

利用者又は職員に感染者が発生したサービス事業所等が、関係者との連携の下、必要な介護・障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費に対して助成を行う。

<対象事業所>

利用者又は職員に感染者が発生した介護・障害者施設等
(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む)

<補助率・補助上限額>

全額補助（サービス種別に応じた補助上限額あり）

<補助申請窓口>

県及び金沢市

(1) 事業所等におけるサービス継続支援事業

感染施設（派遣先）で必要となった経費に対して助成

感染施設（派遣先）
X

(対象経費)

- マスク・個人防護具等の購入費用、施設の消毒・清掃費用
- 事業継続における自施設で必要な諸経費
- 職員の応援派遣を受けるための諸経費
(割増賃金・手当（危険手当含む）、職業紹介料、追加雇用賃金、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)

(補助上限額)

特養：3.8万円×定員数 地域密着特養：4万円×定員数
老健：3.8万円×定員数 G H：3.6万円×定員数
養護・軽費・有料・サ高住（30人以上）：3.7万円×定員数
養護・軽費・有料・サ高住（29人以下）：3.5万円×定員数
障害者支援施設：1,013千円+631千円
福祉型障害入所施設：985千円

(2) 事業所等との連携支援事業

応援の施設（派遣元）で必要となった経費に対して助成

県内施設（派遣元）A
県内施設（派遣元）B

(対象経費)

- 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用
- 職員の応援派遣をするための諸経費
(割増賃金・手当（危険手当含む）、職業紹介料、追加雇用賃金、損害賠償保険の加入費用等)

(補助上限額)

特養：1.9万円×定員数 地域密着特養：2万円×定員数
老健：1.9万円×定員数 G H：1.8万円×定員数
養護・軽費・有料・サ高住（30人以上）：1.9万円×定員数
養護・軽費・有料・サ高住（29人以下）：1.8万円×定員数
障害者支援施設：506千円+316千円
福祉型障害入所施設：493千円

※クラスター発生状況により、上限額を超えて補助することも可能（別途個別協議が必要）